

# たから診療所 居宅療養管理指導のご案内

平成30年4月1日作成  
令和3年4月1日改訂  
令和5年6月25日改訂  
令和6年6月1日改訂  
令和7年12月18日改訂  
令和8年4月1日改訂

この案内は「たから診療所」の居宅療養管理指導の重要事項について書かれています。

南医療生活協同組合 代表者名：代表理事 室生 厚  
住 所：名古屋市緑区南大高2丁目204番地  
電 話：052-625-0620



南医療生活協同組合 たから診療所  
(事業所番号 2311201111)

管理者 浦西美幸  
住 所 名古屋市南区北頭町2-35  
T E L 052-611-1880

最寄駅：名鉄大江駅 徒歩10分

## 居宅療養管理指導の目的・内容

居宅療養管理指導の種類	目的・内容
医師が行う居宅療養管理指導	<p>担当の医師が、通院が困難な利用者に対しその居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者及び居宅サービスを利用するその他の事業者に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。</p> <p>また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について指導及び助言を行います。</p> <p>※ 事業者への情報提供については、個人情報ですので利用者の同意を得て行います。</p>

## 事業所の特徴等 体制、営業日

### 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		勤務体制
		常勤(人)	非常勤(人)	
医師(管理者) 浦西 美幸	7	1	6	勤務時間(8:30~16:00) 往診に伺った時にご指導します。
看護師 今間美保他	5	2	3	勤務時間(8:15~17:15) 利用者様と訪問の時間を調整します。

営業日(日曜日・祝日・12月30日午後より1月3日までは営業を行っておりません。)

曜日	午前	午後
月曜日	9:00 ~ 12:00	
火曜日	9:00 ~ 12:00	
水曜日	9:00 ~ 12:00	
木曜日	9:00 ~ 12:00	
金曜日	9:00 ~ 12:00	16:30 ~ 19:00
土曜日	9:00 ~ 12:00	

## 利用料

介護保険の適用がある場合は、介護保険負担割合証に記載された利用者の負担割合に応じた額が利用者の負担額となります。

【算定の種類と単位】令和6年6月1日施行

### 医師が行う場合の居宅療養管理指導の種類と介護報酬単位数

#### (1) 居宅療養管理指導費(I)

※医療保険の「在宅時(施設入居時等)医学総合管理料」等を算定しない利用者を対象とする場合に算定

- 1月に2回を限度として(1回あたり)
- |                 |        |
|-----------------|--------|
| ①単一建物居住者が 1人    | 515 単位 |
| ②単一建物居住者が 2~9人  | 487 単位 |
| ③単一建物居住者が 10人以上 | 446 単位 |

#### (2) 居宅療養管理指導費(II)

※医療保険の「在宅時(施設入居時等)医学総合管理料」等を算定する利用者を対象とする場合に算定

- 1月に2回を限度として(1回あたり)
- |                 |        |
|-----------------|--------|
| ④単一建物居住者が 1人    | 299 単位 |
| ⑤単一建物居住者が 2~9人  | 287 単位 |
| ⑥単一建物居住者が 10人以上 | 260 単位 |

単一建物居住者とは、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅に入所・入居している複数の利用者、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護で宿泊している複数の利用者に同一日に行った場合。

\*利用料等のお支払方法\*

毎月10日までに前月分の請求を致します。費用のご清算に関しては、たから診療所受付で現金支払い又は、利用者様のご指定口座からの自動引き落とし又は、当方の所定口座へのお振込みとなります（お振込みの場合の手数料は、ご負担いただきます）

自動引き落とし用の所定の用紙につきましては、別途ご記載のご案内をいたします。自動引き落とし日は、27日（27日が銀行休業日はその次の営業日）となります。※入金後、領収証を発行します。

請求書は、利用した月の末日で締めさせていただきます、翌月10日頃に、利用者さまに郵便にて送付いたします。

1 担当者（居宅療養管理指導の管理者）

	氏名	連絡先
医師（常勤）	浦西美幸	たから診療所（052-611-1880）

2 居宅療養管理指導の内容

(1) 指導日・時間 訪問診療（往診）の際にあわせて行います。

(2) サービス内容 居宅療養管理指導計画に沿い、ご利用者様やご家族様に必要な相談・指導を行います。また、利用者様が契約を結んでおられる居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対し、居宅療養情報提供書を一月に1回、また病状の変化に伴い必要な場合に送付します。

(3) キャンセル規定

利用者の都合によるキャンセル料は頂きませんが、キャンセルされる場合はなるべくお早めにご連絡ください。

事業所の特色等

(1) 事業の目的

患者様やそのご家族が安心して在宅医療を続けられるように、医療・介護の連携を図りながら支援いたします。

(2) 運営方針

患者様やそのご家族の思いを尊重した医療・介護の提供に努めます。

ケアマネージャや訪問看護、訪問介護等の事業所と連携してよりよいケアの提供に努めます。

(3) その他

事項	内容
満足度評価や監査による改善	患者様の満足度を上げるため、アンケートで効果等を評価や、内部・外部からの監査により、サービスの改善・向上に努めます。
従業員研修	随時、療養管理指導の研修を行っています。

## サービスに関する苦情

利用者様に提供したサービスに関する苦情や相談は、たから診療所までご連絡ください。また、市町村の相談窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

当診療所苦情相談窓口	窓口責任者 看護師 今間 美保 電話 (052) 611-1880
市町村・他の苦情相談	名古屋市南区役所 介護保険係 電話 代表 052-823-9415
	名古屋市福祉局 介護指導課係 電話 代表 052-959-3087
	愛知県国民健康保険団体連合会 電話 代表 (052) 971-4165

作成：平成30年4月1日

改訂：令和3年4月3日

令和5年6月25日

令和6年6月1日

令和7年12月18日

令和8年4月1日

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、居宅療養管理指導のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者

住所 名古屋市南区北頭 2-35

事業者（法人）名 南医療生活協同組合  
施設名 たから診療所

（事業所番号：2311201111）

代表者名 代表理事 室生 厚 印

説明者

職名  
氏名 印

## 同意書

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、居宅療養管理指導のサービス内容及び重要事項の説明を受け、たから診療所に居宅療養管理指導を行っていただくことに同意いたします。また、連携医療機関、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業者等に私の情報を提供することに同意いたします。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名 印

代理人（選任した場合）

住所

氏名 印

# 居宅療養管理指導契約書

\_\_\_\_\_様（以下、「利用者」といいます）と南医療生活協同組合たから診療所（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う居宅療養管理指導について、次のとおり契約します。

## 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅療養管理指導を行い、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

## 第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

## 第3条（居宅療養管理指導計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、医学的管理を基に「居宅療養管理指導計画」を作成します。事業者はこの「居宅療養管理指導計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

## 第4条（居宅療養管理指導の提供場所・内容）

- 1 居宅療養管理指導の提供場所はご自宅です。
- 2 事業者は、第3条に定めた居宅療養管理指導計画に沿って居宅療養管理指導を提供します。事業者は居宅療養管理指導の提供にあたり、その内容について利用者説明します。
- 3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

## 第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、居宅療養管理指導の提供に関する記録を作成し、契約終了後5年間は保存します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、利用者に関する1項の記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する1項の記録の複写物の交付を受けることができます。

## 第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として〔重要事項説明書〕に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、たから診療所窓口にて現金支払い、又は、翌月27日に銀行自動引き落とし、又は、振込の方法で支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、入金確認後、利用者に対し領収証を発行します。

## 第7条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日午後5時まで（前日が日曜日の場合は土曜日の午後5時まで）に通知をすることにより、サービス利用を中止することができます。
- 2 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、居宅療養管理指導の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては〔重要事項説明書〕に記載したとおりとします。

## 第8条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、1カ月前までに文書で通知することにより利用料の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく〔重要事項説明書〕を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

## 第9条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1カ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ② 事業者が守秘義務に反した場合
  - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 利用者のサービス利用料金の支払が3カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
  - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、3カ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
  - ③ 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当または自立と認定された場合
  - ③ 利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合

## 第10条（秘密保持）

- 1 事業者およびその従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いませぬ。

## 第11条（事故発生時の対応）

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
- 3 事業者は、利用者に対するサービス提供により発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらない場合は、この限りではありません。

## 第12条（連携）

- 1 事業者は、居宅療養管理指導の提供にあたり、介護支援専門員との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、介護支援専門員に連絡します。

## 第13条（ハラスメント）

- 1 事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に取り組みます。
  - 2 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当の範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
    - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
    - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
    - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為上記は当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者およびご家族が対象となります。
- ②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により同時発生しない為の再発防止策を検討します。

## 第14条（相談・苦情対応）

- 1 利用者は、事業所より提供されたサービスに関して苦情があるときは、事業所、市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、提供したサービスについて利用者から苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ誠実に対応します。また、事業者は、利用者が苦情を申し立てたことを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
- 3 事業者の苦情相談窓口は重要事項説明書のとおりです。
- 4 事業者は、苦情の申し立てがあった場合は、次の手順によりその解決を図ります。
  - ④ 利用者や従業者からの事情聴取等により、事実関係を把握します。

- ⑤ 苦情に係る問題点を把握し、対応策を検討し、必要な改善を行います。
  - ⑥ 利用者に対し、調査結果や講じた措置の内容を、納得が得られるよう説明します。なお、必要に応じて概要を記した文書を添えることとします。
- 5 事業者は、苦情の処理に際しては、必要に応じて市町村または国民健康保険団体連合会へその概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。

第 15 条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第 16 条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和      年      月      日

契約者氏名

事業者

〔事業者名〕 南医療生活協同組合 たから診療所（事業所番号 2311201111 ）

〔住所〕 名古屋市南区北頭町 2-35

〔代表者名〕 代表理事 室生 厚 印

利用者

〔住所〕

〔氏名〕 印

（代理人）

〔住所〕

〔氏名〕 印